

消防特第 161 号
令和 6 年 8 月 9 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁次長
(公印省略)

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の公布について

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(令和 6 年総務省令第 79 号。以下「改正省令」という。)が本日公布されました。

今回の改正は、主に、一定の要件を満たす特定事業所が、総務省令で定める「防災要員の行う防災活動の作業の省力化に資する装置又は機械器具」を消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に搭載した場合に、当該消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に置くべき防災要員の人数の特例を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正事項

1 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に関する事項

- (1) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に搭載する、「防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具」を、ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機としたこと(改正省令による改正後の石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和 51 年自治省令第 17 号)(以下「新省令」という。)第 17 条の 2 の 2 関係)。
- (2) 防災要員の人数の特例が適用される特定事業所の要件として、上記(1)のホース延長用資機材等を搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車及び当該特定事業所に備え付ける必要があるその他の防災資機材等による消火活動場所があること等を規定したほか、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る所要の規定の整備を行ったこと(新省令第

17 条の 3 第 1 項関係)。

(3) 上記(2)の要件を満たす特定事業所に係る自衛防災組織が上記(1)を搭載する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に置くべき防災要員の人数を次のとおり規定したこと(新省令第17条の3第2項関係)。

- ① ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 3人
- ② ホース延長用資機材、低反動ノズルを搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 4人

2 その他、所要の規定の整理を行ったこと(新省令第21条の2第5項、第26条の3第1項関係)。

第二 施行期日に関する事項

改正省令は、公布の日から施行すること。